

第45回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 2011年11月15日(火) 10:30～12:15

2. 場 所 中央合同庁舎4号館 10階 1015会議室

3. 出席者 原子力委員会

近藤委員長、秋庭委員、大庭委員、尾本委員  
外務省 軍縮不拡散・科学部 国際原子力協力室  
小林上席交渉官  
国土交通省 大臣官房参事官(運輸安全防災)付  
井村安全防災対策官  
農林水産省 農林水産技術会議事務局  
齋藤課長補佐、田村研究専門官、森澤研究専門官  
文部科学省 研究開発局 原子力課  
篠崎課長  
消費者庁 消費者安全課  
金田企画官  
内閣府  
金子参事官補佐

4. 議 題

- (1) 原子力損害賠償に関する条約について(文部科学省)
- (2) 平成24年度原子力関係経費概算要求ヒアリング(国土交通省、農林水産省、消費者庁)
- (3) 秋庭原子力委員会委員の海外出張について
- (4) その他

5. 配付資料

- ( 1 ) 原子力損害賠償に関する条約について

- (2-1) 平成24年度原子力関係経費概算要求ヒアリング（国土交通省）
- (2-2) 平成24年度原子力関係経費概算要求ヒアリング（農林水産省）
- (2-3) 平成24年度原子力関係経費概算要求ヒアリング（消費者庁）
- ( 3 ) 秋庭原子力委員会委員の海外出張について
- ( 4 ) ご意見・ご質問コーナーに寄せられたご意見ご質問（期間：平成23年10月27日～平成23年11月9日）
- ( 5 ) 第36回原子力委員会定例会議議事録
- ( 6 ) 第37回原子力委員会定例会議議事録

## 6. 審議事項

(近藤委員長) おはようございます。第45回の原子力委員会定例会議を開催させていただきます。

本日の議題は、一つが「原子力損害賠償に関する条約について」、文科省からご説明いただきます。二つが「平成24年度原子力関係経費概算要求ヒアリング」ということで、国交省、農水省、消費者庁からご説明いただきます。三つが「秋庭委員の海外出張について」。四つが「その他」でございます。そんなことで、よろしゅうございますか。

では、最初の議題からお願いいたします。

(金子参事官補佐) まず、一つ目の議題でございます。原子力損害賠償に関する条約につきまして、文部科学省原子力課の篠崎課長、及び外務省の国際原子力協力室の小林上席交渉官にお越しいただいておりますので、ご説明をお願いいたします。

(篠崎課長) 篠崎でございます。よろしくをお願いいたします。

お手元に4枚紙を用意しております。「原子力損害賠償に関する条約について」ということで、現在の全体の状況について、ご説明をしたいと思います。

最初に、1.の原賠制度に関する国際条約でございますが、主要な国際条約は大きく三つあります。パリ条約+ブラッセル補足条約、改正ウィーン条約、それからCSCでございます。

この3条約、それぞれどういう条約かということにつきましては、資料の最後4ページ目に表を付けております。一番右が日本の原賠法でございます。3条約とも、それほど大きな相違点というのはございません。

締約国で言いますと、パリ条約、ブラッセル補足条約が主としてOECD加盟国、改正ウ

ーン条約が東欧の諸国が多いと思います。それから、C S Cはアメリカを含めて4カ国で  
ございます。

各条約の中身につきましては、適用範囲あるいは責任集中の原則、免責事由、あるいは責任  
限度額を設けるといような日本の原賠法と基本的には同じような仕組みでございまして、  
それほど大きな差異があるわけではございませんが、ポイントとしては2点ありまして、ま  
ず、免責事由でございます。真ん中の欄のところに免責事由というのがございますが、C S  
Cにおいては、異常に巨大な天災地変の場合には、事業者免責になっております。パリ条約  
については、改定議定書ではこの規定について削除されるということになっておりますので、  
この異常に巨大な天災地変を規定する条約についてはC S Cのみになるということでござ  
います。

それから、補完基金でございます。ブラッセル補足条約とC S Cは、この補完基金を設け  
ることによりまして、加盟国である意味相互扶助のような形で、事故が発生した国に対して  
他の国が拠出金を拠出する支援をすることができるという形がございます。

こういう構図の中で、日本として今後このような条約に加入をしていく検討をするとした  
ら、どういうことがあり得るだろうかということについてまとめたものが、一枚目のC S C  
の特徴ということでございます。3点ございます。

まず1点目が、先ほど申し上げました。拠出金を拠出するという仕組みがあることで、こ  
れからアジア諸国も含めて広く入ってくる可能性があり、この条約の普遍化が非常に期待で  
きるのではないかということで、このC S Cが有望ではないかと言われております。

2点目が、日本の観点に立った時に、いわゆる免責事由についての規定があることで、我  
が国の原賠法との親和性もあるという点がございます。

3点目が、我が国と密接な関係を有する米国がC S Cを批准していることで、原賠に関す  
る国際条約に今後日本として加入を検討していくということになれば、このC S Cが一番現  
実的なのではないかということでございます。このことは文科省の報告書の中でも3年前だ  
ったと思いますが、まとめております。

これを前提に、2ページ目でございますが、C S Cに加入した場合に考えられる主要な意  
義ということで、4点まとめさせていただいております。

1つ目は、事業者への責任集中ということで、仮に今後、我が国のメーカーが海外にプラ  
ント輸出する場合に、輸出先国がC S Cの締約国であれば、いわゆる責任集中の原則で、こ  
の事故が発生した場合に事故の責任を免除されるという点がございます。

2点目が、事故の際の締約国からの資金的援助ということでございますが、我が国国内で今後も、もし事故が発生した場合に、賠償額が一定以上の金額を超える際には、他の締約国からの拠出金による支援が得られるということでございます。

3点目が、国際裁判管轄の明確化ということでございますが、我が国国内で事故が起きて他の締約国で損害が発生した場合に、我が国の裁判所のみで裁判を行うという裁判管轄権の集中という原則を適用することができるということでございます。

最後の4点目が、今後もいろいろ国際的に議論がされる可能性はございますけれども、この原子力損害賠償についての国際的枠組みというのを今後どう考えていくかということについて、今、原賠制度が未整備の国におきまして、国際水準に見合った制度の整備・充実が図られるということではないかということでございます。そのような国で今後原子力発電所を導入し、仮に事故が発生した場合に、我が国で生じた損害について賠償を受けやすくなるのではないかとということと、近隣諸国にこういう国際的な制度に加入してもらうことによって、特にアジア・太平洋地域においての国際的枠組みが構築されるのではないかとというような意義があるかと考えるわけでございます。

他方、何らかの形でこのような制度に加入をしていくということを考えた場合に、我が国として主にどういうことを留意しておく必要があるかということについてまとめたものが、3.でございます。

1つ目が、事故発生時の拠出金の拠出ということでございます。我が国で事故が起こった場合には他の締約国から拠出金を拠出してもらうというメリットがあるわけでございますが、その逆もあるわけございまして、他の締約国において損害が発生した場合には、我が国が拠出金の負担主体ということになり、その事故を起こした国に支払うことになるわけでございます。この拠出金の扱いをめぐる枠組みとして、一体これを誰が負担するかということと、どのような負担の枠組みを作るかというようなことについて、十分な議論が必要ではないかと考えております。

2番目が少額賠償措置に係る公的資金の確保でございます。これは一般の原子力発電所ではなくて、研究炉やウラン燃料加工施設のような賠償措置額が条約上の最低基準である450億円を下回る施設について、現行の原賠法で規定されている40億円や240億円という賠償措置額とこの最低基準額との差額を埋める何らかの公的資金の確保についての制度設計をする必要があるかということでございます。

3番目が、3ページ目にまいりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、裁判管轄権

が事故発生国に集中するという原則が条約上でございますので、我が国が加害国となった場合には我が国裁判所に裁判管轄が集中する一方、逆に他の締約国で事故が発生し、我が国が越境損害を受けた場合には、今度はその事故発生国の裁判所のみ裁判管轄権が認められるということになるわけでございます。つまり、外国の裁判所に裁判管轄権が集中されることになり、日本の被害者が、外国の裁判所に行き、外国の裁判所においていろいろな訴訟手続等を行う必要が出てくるということになるわけでございます。言葉の問題、距離の問題やそれぞれの国の制度の問題について、日本で裁判を行うことに比べるといろいろと難しい手続や負担を強いられるということもあり、ある意味、国民の裁判を受ける権利の制限につながるのではないかというような観点もあるわけございまして、この点についても十分な議論が必要ではないかと思っているわけでございます。

その次は、準拠法、どういう法律を適用するのかということでございます。基本的には、我が国の法の適用に関する通則法では、特に不法行為部分につきましては、被害者の保護という観点から、被害が発生した結果発生地の法を準拠するというような構図になっているわけでございますが、このCSCなり原子力損害賠償の国際条約の世界では、そうではなく、事故が発生した方の国の法律を適用するという考え方になっております。いわゆる加害行為地法を準拠法とするということで、我が国における基本的な不法行為に関する準拠法選択の原則とは逆になってしまうということですので、その特例を設けることについての法制的な検討が必要になってくるという課題がございます。

最後に、今回の東京電力福島原子力発電所事故に関する訴訟に関して遡及適用できるかどうかということでございます。条約上には、条約発効前に発生した事故に関して提起された訴訟に対して、条約が適用されるかどうかについては明文上の規定がございません。そもそも、我が国は条約の締約国ではございませんので、現時点で確定的に解釈することは困難なわけですが、一般論としては、条約は不遡及が原則ということでございますので、この解釈や観点からは、今回の事故に遡及適用するという解釈をとることは難しいのではないかと考えられているわけでございます。

以上を鑑みて、加入するかどうかということの本格的に検討する場合に、この意義と課題というのを両方とも勘案した上で、我が国として今後の状況も踏まえながらどう考えていくかということについて引き続き検討を続けていかないといけない問題であるという状況でございます。

簡単ですが、以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

外務省の小林さん、何か。

(小林上席交渉官) 外務省国際原子力協力室の小林でございます。

篠崎課長の方から説明をさせていただきましたとおりでございます。

念のためでございますけれども、原子力損害賠償関連の国際条約としては3系統、パリ、ウィーン、C S Cとございまして、パリ条約系統は、パリ条約オリジナルのものと、それから改正議定書の二つが今存在しております。ただ、パリ条約の改正議定書については、締約国数がまだ足りていないことから、発効しておりませんので、現在有効であるものとしてはパリ条約のオリジナルなものということでございます。

ウィーン条約につきましては、ウィーン条約と改正議定書がありますが、これらは二つとも発効しておりますので、奇異な感じではございますけれども、ウィーン条約と改正議定書の二つが併存しているということでございます。

C S Cにつきましては、これはまだ締約国が足りない、発効要件を満たしていないということで、まだ発効しておりませんが、仮に日本がC S Cに入りますと発効要件を満たすということで、日本に入って欲しいというアメリカからの要請が強いということでございます。

以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

それでは、ご質問、ご意見をどうぞ。

秋庭委員。

(秋庭委員) ご説明いただき、ありがとうございます。

最後のところで、もしこのC S Cに加盟したとしても今回の事故についての適用は難しいということを伺いまして、とても残念に思いました。そこで、疑問に思ったことは、なぜ今まで日本が加盟をしなかったのかということです。既に1968年にパリ条約は発効していますし、日本としてもずっと原子力発電をしてきたわけですが、このようなことになぜ加盟をしなかったのかということについて、理由をお伺いしたいと思います。これが一つです。

それから、今後加盟するとした場合、幾つかの大変難しい問題点があって、これを解決するためにはさまざまな過程が必要だと思っておりますが、3.の主要な課題のところで、最初の事故発生時の拠出金の拠出というところがあります。この拠出金については、どのような算定計算になっているのでしょうか。今、締約国はアルゼンチンやモロッコ、ルーマニア、

米国となっていますが、それぞれの国によって金額は違うのか、あるいはアルゼンチン、モロッコ、ルーマニアも日本と同額になっているのか。もっと重要なことは、今後、アジアからこの条約に加盟する国が増えるだろうということを予想されていますが、そういう国々がそういう負担をできるのかということについて危惧を感じます。この拠出金の金額はどのようになっているのかということをお教えいただければと思います。

よろしく申し上げます。

(篠崎課長) まず、これまでなぜ日本は条約に入ってこなかったのかということをございますけれども、パリ条約、ウィーン条約はどちらかというところヨーロッパ諸国が主要加盟国である意味、ヨーロッパの方は陸続きということもあり、実際に原子力の越境損害が起こった時のそれぞれの国への影響ということを中心に真摯に考えていたということだと思います。

他方、日本は島国ですので、そのヨーロッパの国が加盟国である条約に加入しても、日本として、どういう意味があるのかというような議論が多分あったのではないかと思います。

それから、こういう条約に入っていくことについての、いわゆる我が国としてのインセンティブはどの程度あったかということについて、意義と問題点の両方を照らし合わせて、我が国として入るのが良いのかどうかというようなことを考えた時に、意義というのは従前からあることはあるわけですが、それほど重要視されていなかったと。他方、3.の方の課題をどう考えるかというような状況があったのだと思っております。

またC S Cはアメリカが入っておりますが、この国際条約そのものが、日本から見ると距離的にもかなり遠いヨーロッパ諸国が主な参加国で、アジア諸国はほとんど今入っていないということを見ると、仮に日本が入ったとしても、他の周りの国が入らないとあまり意義が見いだせないということもあって、もし日本が参加するとすれば、やはり周辺国の状況やこの条約に対する捉え方などを見た上で考えていくのかなということで、あまり逼迫した状況ではなかったというのが今までの状況かと思っております。

他方、今後の原子力の開発がアジア諸国で進むであろうということを考えると、そうも言われていけないということもありますし、日本の場合、現に大きな規模の事故が今回起こっておりますから、原子力の事故をしっかりとどう考えるかということを実際に考えないといけない状況になっております。それをどうするかというのは、今のような、この2や3の話を総合的に評価しながら、何らかの決定をしていくということかと思っております。

拠出金の計算につきましては、条約上に非常に細かい計算のやり方がありますけれども、ラフに申し上げますと、各国が有する原子力施設の熱出力といわゆる国連の分担金の比率をベ

ースに、各国が拠出すべき金額というのが決まっています。これは今後、加盟国にどのような国が入ってくるのかによって、日本のシェアというのも変わってきますので、その加盟国が今後どうなるかによって、この50億円という金額は上がったたり下がったりするわけですが、一般的には、他国が入っていくと我が国の拠出金の額がだんだん増えていくというような感じになるかと思います。

(秋庭委員) ありがとうございます。

(大庭委員) ご説明ありがとうございました。2点ほど質問があります。

まず一つは、裁判管轄権の問題で、いろいろと考慮すべき点、課題があるということだったんですが、そもそも裁判管轄権は確かに領域主権というものを基にして考えられることが多いですが、しかしながら、対人主権を主に考えるもの、それから、海賊のように拿捕した国が裁判管轄権を持つといったようなもの、いろいろあると思うんです。よって、原子力についての災害について、領域主権的な考え方に基づいて裁判管轄権を主張するという考え方以外のものを適用すれば、何も国民が裁判を受ける権利の制限につながるとは一概に言えないのではないかと私は思うんです。このあたり、私は専門家ではありませんので、どのようにお考えで国民の裁判を受ける権利の制限につながるといって話になってしまっているのかということについて、お願いします。

それから2点目は、それと非常に関連しているのが次の準拠法に関するところだと思うんですけれども、すなわち結果発生地と加害行為地の話です。これは、今まで日本の法制度が全ての災害被害において越境被損害のことを考えていなかったということでしょうか。すなわち、結果発生地と加害行為地ということを考えて時に、日本の国内においておさまるのであれば、日本の法制度でどちらでも一応扱えるということだと思うんですけれども、越境損害について、原子力災害以外にもいろいろとあると思うんですが、そのようなその他の災害についての法制度はどうなっているのかということについて、以上2点をお願いします。(篠崎課長) 最初に、裁判管轄権の話ですけれども、これは、例えば、国際輸送上どうなるのかということについては、いろいろな形態によって検討課題が出てくると思いますので、今後精査が必要だと思います。

一般論として、ここで今言われているのは、例えば近隣国で事故が起こり、その被害が日本の国内に放射性物質が飛散ってきて、それによる被害が起こった時に、いわゆる被害者が日本の、実際に日本で農業や産業をやっている人が今回のような事故の被害を受けた時に、その賠償をどう扱うかという問題になります。その賠償は、普通に考えれば、日本国に住ん



でいるので、日本の裁判所に提訴することができるのを、この条約に入ることによって、それが全部できなくなるという形に多分なるので、それが日本のそれぞれの被害者から見た時に良いのかどうかということの論点が、このC S Cに入ることによって出てくるのではないかと問われているということです。

(大庭委員) ただ、これは相互主義ですよ。

(篠崎課長) はい、もちろんそうです。

(大庭委員) だから、相互主義でバランスをとるということで、何か問題があるんでしょうか。

(篠崎課長) いや、相互主義ですけれども、実際の蓋然性を考えた時に、得なのか、損なのかという判断というのが出てくるのではないかと思います。もちろん同頻度で出てくるのであれば、プラスマイナスゼロということになりますけれども、仮に隣国の発電所の数が多ければ、今度は逆に隣国の被害が日本に及ぶということの可能性がどんどん高くなるわけですから、それをどう見るかという話でございます。また、日本の方の発電所が事故を起こして他の国に損害を及ぼした時に、それは他の国の被害者から見れば自分の国で裁判を提訴できるということの権利を限定され、ある意味、彼らの方は不利益をこうむる可能性があるわけで、それをどういうふうに、その事故の発生確率といった被害を想定した上で、我が国として一体、入るのが良いのか、入らない方が良いのかという判断を恐らく精査する必要があるのではないかと思います。

ただ、この条約に入る、入らないというのは、その話だけではなくて、他にもいろいろな論点なり、メリット、デメリットというのが多分出てくると思いますので、そういうもの全体を勘案した上で最終的な判断をしていくということかと思えます。

(大庭委員) ちょっとごめんなさい、2番目について、私、ちょっと勘違いしていたんですけども、これは、結果発生地と加害行為地というのを考えた時に、日本は、越境損害を与える時には、その結果発生地の法を準拠するということが決まっていたということですか。そういう意味ですか。

(篠崎課長) いえ、一般的に、この法の適用に関する通則法というのが、特に不法行為の部分については、被害者がいるところの法律を使うというのが被害者の保護の観点から妥当であるということで、そうなっているわけでございます。

ただし、原子力損害の場合には事業者責任に責任集中されるため、その事業者の所属する国の方の裁判管轄を適用するという原則としてなっているので、被害者保護という観点では同じですけれども、一般の観点とはやり方が少し違うので、そこの部分の整理が必要だろ

うと。ただし、これは純粋に法律的な整理なので、政策的な話ではないと思います。

(大庭委員) 最初の質問の答えとしては、越境損害を及ぼすような不法行為については、やはりこの通則法で今までやってきたということですか。

(相原専門官) 補足しますと、平成18年に法の適用に関する通則法というのができましたが、この中では、先ほど篠崎の方から申し上げたように、不法行為というのは被害を受けた人の国の法律で保護していくという考えとなったわけでございます。

しかし、原子力損害賠償に関する条約が求める責任集中については、有限責任にしている外国の法律を使うことによるのが良いのか、無限責任、賠償措置額を高く設定しているような我が国の法律を使うのが良いのかというような比較は、その平成18年に法改正される際には検討されていないというだけの話だと思っております。

(大庭委員) 今まで越境損害についての手当てというか対応というのがその検討の中でされていなかったと、そういう意味ですか。

(相原専門官) 仮に越境被害が出た場合にどのような法律を使うのが良いかという検討は、政府として行ったことがなかったということだと思いますね。

(大庭委員) 分かりました。ありがとうございます。

(近藤委員長) 今のは、原子力の話ですか。

(大庭委員) いや、私は、一般論です。一般論の話かと。

(小林上席交渉官) 私の、これは多分所管ではないと思いますがけれども、一般論としては、被害が起こったところの法律で裁判をするというのでやってきているということでございます。この原子力のように被害がたくさんない、個別の損害というのが典型的な事例だと。

(大庭委員) 分かりました。

(篠崎課長) 一般の不法行為と考え方が逆になるということです。

(大庭委員) ええ、非常によく分かりました。ありがとうございます。

(近藤委員長) それでは、尾本委員。

(尾本委員) 最初に感想といいますか、コメントを二つほど。

まず、福島事故によって、除染を含めた損害賠償額が非常に大きいということが明らかになってきて、ここで例えばCSCに言っているような、相互扶助システムというのが必要であるというのは次第に認識されてきているところ、日本もCSCへ入るといのはごく当たり前というか、当然の成り行きではないかなと思うんです。特に日本国内においても、今まではアメリカのプライス・アンダーソン法にあるような相互扶助というのがないけれども、

新しいシステムにおいては、他の電力も入ってということが議論されております。それと、原子力委員会も、昨年の成長戦略の時に、C S Cをちゃんと考えるべきだということを、我々のペーパーの中に書いたと思うんです。というのが第1点。

それから二つ目に、ここで2ページ目に書いてあります主要な意義ということで、4点あるんですが、これはもっともだと思うんですけれども、その他に、より積極的にC S Cの意義を活かす方法もあるのではないかと考えています。既に説明にありましたように、今後、例えばアジア周辺諸国等で、いわゆる新興国が原子力発電を開始する時に、C S Cを利用するという動きがあると思うんですけれども、その場合に、加入資格といいますか、要は、どういう条件だったら加入できますかというのをもちろん書いてあるんですけども、私が法律を見た限りでは、安全に関してどのような仕組みがとられているかということが条件になっていないような気がするんです。これは非常に重要な点で、いわゆるクオリフィケーションといいますか、加入資格というものがいずれ必要になり、審査が必要になる。そういうことを通じて、新興国が原子力発電を開始する時に、安全のインフラをより強化しないと、このC S Cにも入っていけないと。そうやってハードルを上げることが良いかどうかという議論はあるんですけれども、そうすることを通じて、安全インフラを強化するのに使えるのではないかとというのが感想です。

それから、一つ質問があるのは、その三つの国際条約を通じてなんですけれども、今回の福島の事故に鑑みた再検討の動きです。例えば、ここで言っている、C S Cがトリガーされるレベル、350ミリオンSDRはもう低いから、これを高めるべきではないかとかですね。要するに、福島事故に関して、この三つの条約をこう変えていくべきではないかという議論があるとしたら、それは今どうなっているかというのを教えていただければと思います。

(近藤委員長) はい、篠崎課長、どうぞ。

(篠崎課長) まず、相互扶助やいわゆる成長戦略の話については、我々もそのような意識を持っておりますし、その意義もしっかりと捉える必要があると考えております。

従って、加入していくことの意義は、それなりに意識しながら考えていくことだと思いますが、その成長戦略ができ上がった後に今回の事故も起こっておりますし、今後の原子力政策に関する議論もありますから、そういう流れの中で、その当時、我々が考えていた意義が今後も同じように評価することができるかどうかということの精査は今後必要になるのではないかと考えています。入ることの意義もある反面、課題というのものもあるわけで、この課題と当初考えていた意義が今どうなっているかということと比較検証した上で、最終的にどう

考えていくのかなということも、もう一度全体を俯瞰しながら、しっかりと考えていく必要があると思っています。それから、条約の見直しがあるかということについては、私や外務省の知る限りでは、今のところ表立った動きというのはないと承知しております。

ただ、日本の賠償の問題というのは今、日本の中ではいろいろ問題になっていますけれども、他の国がどの程度、日本の原子力損害賠償の手續や賠償が進んでいるかということについては、国が離れているということもあり、あまり意識されていないのかもしれませんが。この賠償制度の話がだんだん大きな問題になってくると、国際的にも、もう一度この条約の枠組みを再検討すべきではないかというような話になる可能性は否定できないと思いますから、場合によっては、この条約が今後国際的に少し改正されていくのではないかというようなことも一応は意識しながら、我々としての検討を続けていくことになると思っています。

(近藤委員長) 小林さん、どうぞ。

(小林上席交渉官) 尾本委員のご質問にありました、原子力安全をC S C等の原賠条約に入らせる時の、そのメカニズムとしてビルトインをして原子力安全を強化するというお考え方につきましては、残念ながら、今のいずれの原子力損害賠償条約にもそういった考え方はなく、これはもうあくまで事故が起こった時にどのように被害者を救済するかという観点、それから、被害者を救済する一方で、原子力の振興をどうやって図るかという、その二つのポイントからできています。

他方、原子力安全につきましては、ご承知のとおり、I A E Aを中心に今、基準の評価の見直し等が行われていますし、別途の原子力安全条約等もございまして、そちらの方の議論として、今後その強化策をより具体化していくことになると思います。

(近藤委員長) 条約の改正の議論は、以前からいろいろなされていることは確かだと思うんですが、福島事故の結果を受けて、それが加速されるかどうかは、これからのことかなと思っています。

それから、この説明だけでは必ずしも読み取れないので、ご説明をいただければと思うのは、補完基金の問題ですね。つまり、ここの部分がある種の相互扶助の意味では重要な要素になってくるのかなと思うんです。これの読み方は、ここには単に、例えばC S Cのところには、3億S D Rを超える部分には全締約国の拠出による補完基金が準備されると、さらっと書いてあるんですけども、これはもう少しディテールがあるように私は記憶しているんですけども、違いますか。

(篠崎課長) 条約に加入した場合の加盟国の義務というのは、将来どこかの国で実際に事故が

現実のものとして起こった時に、その条約で定められた金額の拠出金を、その事故の起こった国に支払うということが義務として課せられるということとして、その義務を履行することが担保できれば、通常時にどうするかということについて各国がどういう政策や枠組みを作るかということについては、各国の政策判断にゆだねるということです。何か起こった時にしっかりと条約で定められた義務を履行できるような形にしておく仕組みを作るには一体どうすれば良いだろうかということを経済の中で整理なり検討して、もし必要な法律改正等があれば、しかるべき対応をとっていくことになると思っています。

(小林上席交渉官) 委員長のおっしゃるとおりに、使い方等、出し方等については詳細があるんですけども、ここに分かりやすく書いてございます。基本的に、その国内でそれぞれの国がまず3億SDRまで、要するに約450億円までは必ず自分たちで責任を持って手当てをなささいということでございます。それで、損害がその額を超えた時に初めてこの各締約国が拠出金を出して一部お助けをしましょうという、こういう仕組みになってございます。

先ほど秋庭先生からご質問がありましたこととの関連で申し上げますと、仮に韓国や中国がこれに入り、日本も入った場合の試算を今の段階でしてみますと、合計で、事故が起こった時に、拠出国全体で助けられるお金が175億円ぐらいということなんです。そのうち日本が、よその国で事故が起こった時に負担する額が大体54億円、約50億円ぐらいということでございます。その175億円のうち50億円出しますから、逆の場合を考えますと、ネットで言うと、175から50を引くと125億円ぐらいが日本がもらえる額と、こういうことになっています。先ほど、アルゼンチンやモロッコやルーマニアの額をお尋ねだっただと思いますけれども、この今の日本、韓国、中国が入ったという仮定で計算してみますと、アルゼンチンが負担するのは1.6億円程度。それは原発の保有数によりますので、多くのところがそういう額になっていますし、モロッコなんかは300万円、それからルーマニアについてみると約2億円と。こういう小さな額になってございますので、基本的には原発をたくさん保有している国がたくさん負担すると、こういう仕組みでございます。

(近藤委員長) そうですけども、その今話題になっている金額に現実感がないわけです。だから、その点はどうするかということがイシューだと思うんです。

(小林上席交渉官) 多分その問題も、今、IAEAのアクションプランの中で、国際的な損害賠償スキームの整備ということが議論されることになりますので、賠償額も含めて当然議論されるものと我々は認識をしています。

(近藤委員長) そういう中で恐らく、尾本さんがおっしゃられるように、基本的には相互扶助

的な性格の構造にしていくことになると国際社会の意思統一ができるとすれば、おのずとその加盟者のクオリフィケーションという問題が重要なパラメータになってくると思うわけです。ですから、日本はそういうことについても、なかなか発言しにくいかもしれませんが、きちんとした筋道を——経験を踏まえて——立てた議論なり、考え方を協議していくという責任があると思います。

アメリカのプライス・アンダーソン法の改定の、数次に亘る改正の議論の中でも、絶えず話題になってきたのが最後の砦としての国の役割がいわゆる産業補助になっているのではないかという問題提起があって、それがあればこそ原子力が進むということもあったことは確かですけれども、その補助の規模はどうなるかという質問も受けているわけですね。

一方、我が国では、事故リスクコストの評価について議論があり、そこで事故発生確率をどう考えるのかが話題になっている。実際には、ラストリゾートの発現するチャンスは極めて低いという大前提でその法律を通してきた経緯があるのですが、それを誰が担保しているのかといえば、責任を負う電気事業者の自己規制であるはず。見えざる神の手と称される原子力規制に頼っていいのは米国のような場合ではないかと。恐らくこれからは、完全に市場原理でいくのか、あるいは国のラストリゾート責任を持たせていくのか、いったん無限責任にした以上は、なかなかそういう方向に戻せないから、もうその議論はしないのかもしれないけれども。

それにしても、見えざる神の手に成り代わって自己規制を徹底するか、国による公的規制にゆだねるか、これは極めて重要な産業というか原子力事業の存立にもかかわること。これからは、そういう問題意識を世界全体で共有していくことが重要とも思っています。

どうぞ。

(尾本委員) 今の委員長のおっしゃったこと、非常に重要なことだと思うんです。

民間の中でも、例えばアメリカでは、INPOの審査によって各電力の損害賠償の保険料率が変わるというやり方があるし、それから、飛行機、航空会社ではアライアンスを組んでいるんだけど、アライアンスメンバーシップを維持するには、それなりの資格要件は守らなくちゃいけない。

これは国の件だから民間とは別だということだけれども、またそれに、CSCというのは救済を目的としているから問題は別だという外務省さんの説明もそのとおりだと思うんですけれども、やっぱり資格要件というのは非常に重要なもので、今後、よく見ていく必要があるのではないかと思います。

それと、先ほどの外務省さんの説明で、一つひっかかったところがあるんですが、日中韓が入ればということをおっしゃるんですが、つまり、そういうコンテキストでお考えなのかどうかということです。これは今、日本が入れば、あとはもう5カ国かつ450億円という発効条件ですね。ではなくて、400ミリオン。

(小林上席交渉官) 4億kwです。

(尾本委員) そうそう、400ミリオンという、額ではなくて、メガワットサーマルですね。というのが満たされることになるんですが、その時に日中韓がジョイントでないとやっぱりおかしいのではないかと、そういう何かお考えがあるんでしょうか。

(小林上席交渉官) いや、特に韓国、中国が入らなければという条件はございません。ただ、原賠条約が機能するためには近隣諸国がやはり加盟するということが重要な要素であるということは、それは多分間違いのないことだと思います。そういう意味で、近隣諸国の中で我々に近く、かつ原発保有数の多いところを例示として、計算の材料として使っているだけでございます。必ずしも連関をさせてはいませんが、入っていただければ、それはより条約が有効に機能するという認識でございます。

(近藤委員長) それでは、この議題はこれで終わります。

今日のご説明、どうもありがとうございました。

(金子参事官補佐) 続きまして、2番目の議題でございます。

平成24年度原子力関係経費概算要求のヒアリングということで、まず、国土交通省の大臣官房参事官付の井村安全防災対策官、及び芝崎主査にお越しいただいておりますので、ご説明をよろしくお願いいたします。

(井村安全防災対策官) 国土交通省の井村でございます。私からは、資料第2-1号と書いています、原子力関係経費、国土交通省の平成24年度概算要求ヒアリング資料を説明させていただきます。

下のページの、概算要求の方針ですけれども、全体方針としましては、国土交通省の方としましては、放射性物質の輸送の安全の確保や運搬の円滑化を図ることを一つ方針として打ち出しております。二つ目としましては、安全基準策定に必要な調査・解析等の実施ということを全体方針として挙げさせていただきます。

その中で重点事項としましては、輸送時の輸送物や積付検査・防護措置確認等の現場での確認検査の強化を図るということを1点、2点目が輸送時の国際規則の取り組みの推進を図る、3点目が輸送時の事故対応体制の強化を図るということを重点事項として挙げておりま

す。

1枚捲っていただきまして、2ページ目ですけれども、先ほどの重点方針を踏まえまして、右側のところに主な施策ということを書かせていただいておりますけれども、24年度の概算要求としまして3,600万円を要求させていただいております。

施策の中に3項目ございまして、一つ目の輸送時の安全確認につきましては、実際に現地に行って、安全基準への適合性について検査等を実施するんですけれども、それにつきまして1,100万円を要求させていただきます。

2点目の輸送の安全基準策定に必要な調査・解析等ということで、2,300万円を要求させていただきます。これにつきましては二つございまして、一つ目の○でございますけれども、国際基準の取り入れということで、IAEAやIMO等の国際機関で策定されている国際基準を国内規則へ取り入れるための対処方針について調査・検討を行うための経費として1点。2点目が、これは24年度新規の要求になるんですけれども、放射性物質海上輸送時の事故影響評価手法の高度化を図るための経費として挙げさせていただいております。

最後に3点目ですけれども、輸送講習会ということで、毎年実施しているものでございまして、24年度では横浜、名古屋、福岡で実施を計画しているということで、100万円の要求をさせていただいております。

以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

ご質問、ご意見はございますか。

私から一つ。輸送の、放射性物質海上輸送時の事故影響評価手法の高度化というからには、既に幾つか方法論をお持ちだということですか。

(井村安全防災対策官) はい。システム自体はもう運用していますけれども、今回の原子力の事故を踏まえまして、更に計算精度の向上とか、対象海域の拡大を図るために、今回要求させていただいているものです。

(近藤委員長) これは放射性物質となっていますけれども、他のいろんな海上に、いわゆる危険物の輸送というのも大々的になされていますね。そういうものと比べて、原子力関係には何か特殊、変わったことがあるんでしょう。例えばLNGタンカーとか、何とかタンカーとか、いろいろ海上輸送はなされているわけですが、国交省ではこういうことも一括してやっておられるんですか。

(井村安全防災対策官) このシステム自体につきましては、放射性物資の輸送に関して開発し



たもので、それを更に高度化を図るということなので、他の輸送物に対して適用ができるようなものではないです。

(近藤委員長) そういう、逆に、他のものには使えないんだったら、というか、逆に他の、既に開発されているものが使えるということはないのですか。放射性物質の特徴ある部分だけをもっと開発していると。ここら辺は、そういう違いですかね。

(井村安全防災対策官) 被ばく量の線量とか、そういうのを評価するような内容なので、このプログラム自体は主に被ばく線量の評価を行っており、それがどう拡散するかというような視点で作っているものなので、他のものには適用はできないです。

(近藤委員長) よろしゅうございますか。

それでは、ご説明ありがとうございました。

(金子参事官補佐) 続きまして、農林水産省でございますが、農林水産技術会議事務局、齋藤補佐、田村研究専門官、森澤研究専門官にお越しいただいておりますので、ご説明をよろしくお願いいたします。

(近藤委員長) 大分お待たせして申しわけございません。

(齋藤課長補佐) 農林水産省でございます。それでは、資料第2-2号につきまして説明させていただきます。

表紙をお捲りいただきまして、概算要求方針とございまして、全体方針として大きく二つに分かれております。

一つ目は、従前の原子力関係予算といたしまして、平成24年度原子力関係経費の見積もりに関する基本方針の1番の基本認識の中の、継続しないと国益を損なうと考えられるものに該当すると判断いたしまして、従前どおりですけれども、病虫害根絶事業を実施することとしております。

大きな2番目といたしまして、東京電力原発事故に対応する経費ということで、初めて計上させていただいております。それも同じく基本方針の2番にあります。基本方針の中の一つ目といたしまして、食品、海産物の安全性とその管理、風評被害の防止のために、下から3行目にありますように、農畜産物への影響実態把握が一つ、それと農地・森林等の放射性物質の除去・低減技術の開発等としての実証試験、あるいはモデル事業を実施することとしております。

ページをお捲りいただきまして、2番といたしまして、見積もり基本方針への対応です。

一つ目は従前の原子力関係経費ですけれども、三つの事業がございまして、一つ目はアリ

モドキゾウムシ根絶防除に必要な経費といたしまして、消費・安全交付金の内数ですが、従前どおり要求させていただいております。それと、沖縄県におけるウリミバエとイモゾウムシは、内閣府一括計上ですが、要求させていただいております。これも従前どおりでございます。

またページをお捲りいただきまして、見積もり基本方針への対応としまして、原発事故対応ですが、この1から9までありますうちの、1番、2番、3番、5番、9番が調査関係、それと、4番と6番、7番、8番が除染関係とご理解いただければと思っております。

1番につきましては、放射性物質による農畜産物の影響実態調査といたしまして、影響実態調査をするとともにリスク管理措置の検証に必要な実態調査を行うものでございます。

2番の農産物等輸出回復事業でございますが、ただいま43カ国から輸入の規制強化をされております。これのための情報発信をいたすものでございます。

3番目の東日本大震災農業生産対策交付金ですが、農業生産工程管理（GAP）。GAPといいますのはGood Agricultural Practice なんですけれども、通常は食品の安全等に向けた適正な農業生産を実施するためのチェック体制を見直すための仕組みですが、今回、通常のものに加えまして放射能関係もやるということでございます。放射性物質吸収抑制のための対策もその中で行います。

4番目の、除染ですけれども、農地・森林等の放射性物質の除去・低減技術の開発といたしまして、高濃度の汚染地域の安全に、効率的な土壌の除染とともに、土壌と農産物の減容化ということで、後ほど担当の方から詳しく説明いたします。

それから、5、6、7、8が森林関係でございまして、5番の森林・林業・木材産業に関する放射性物質調査事業といいますのは、森林内におけます放射性物質の挙動についての調査や、木材製品等への影響についての調査を行います。

6番の森林における放射性物質拡散防止等技術検証・開発事業につきましては、森林における放射性物質の拡散と低減効果の検証を行います。

7番の森林におけます除染等実証事業ですが、集落の周辺ですとか森林内におけます放射性物質の拡散防止や低減、除染技術の早期確立に必要なデータの蓄積と、地域の除染に向けた取り組みを実証するものでございます。

8番の森林域におけます放射性物質流出抑制対策調査ですけれども、放射性物質の流出を抑制するための、放射性物質を含む土砂の崩壊ですとか流出の危険性の把握をいたしまして、荒廃森林の抽出や流出防止対策優先度の解析を行います。

9番ですが、これは水産関係でございまして、漁場復旧・環境調査のうち、放射性物質影響調査推進事業といたしまして、原発周辺の海域の水産物の放射性物質調査を行います。

このうち4番につきましては、資料をお送りいただきまして、縦長の資料4ページ、4.の「農地・森林等の放射性物質の除去・低減技術の開発」としたページをご覧いただきたいと思っております。

ここからは、担当から説明いたします。

(田村研究専門官) それでは、別添の資料の4番目にございます「農地・森林等の放射性物質の除去・低減技術の開発」について、簡単に中身をご説明させていただきたいと思っております。

福島第一原子力発電所事故の発生を受けまして、今年度においても除染に関する技術開発のための研究をやっているところでございます。具体的には、科学技術戦略推進費等を使わせていただきまして、農地の除染に関する技術開発等を中心に行ってきたところでございます。農地の除染技術に関しましては、23年度にもある程度のところまで結果が出てきたのかなと思っておりますが、まだ幾つかの残された技術的な課題がある。あるいは森林関係につきましても非常に大切な問題ですけれども、これにつきましても技術開発すべき課題が残っているということで、24年度も予算要求させていただいております。

主な内容が、この4ページの下半分の方に載っておりますけれども、4本の柱がございませぬ。

私の方から1本目と2本目の柱についてご説明させていただきます。1本目の柱、高濃度汚染地域における土壌除染技術体系の構築・実証ということでございます。先ほども申し上げましたように、23年度におきまして農地土壌の除染に関する基本的な技術開発をやってきたわけですけれども、かなり線量の高いような地域におきましては、作業時の被ばくが懸念されるということもございませぬので、そういった被ばくをできるだけ避ける、あるいは、できるだけ時間をかけずに効率的に除染の作業を行うといったようなことがまだ必要と考えております。23年度に開発した技術、あるいは、23年度の第3次補正予算でも幾つか技術的な研究をやろうとしておりますけれども、そういったものの知見を活かしながら、24年度以降におきまして、高濃度の汚染地域における土壌除染作業を安全・効率的に実施するための技術体系の構築・実証、あるいは、作業マニュアルの作成まで行えればと思っております。また、土壌の除染作業を効率的に行うために、例えば地形ですとか、標高ですとか、土質とか、そういったものと放射性物質の蓄積状況との関係、そういったものを調査して、ある程度類型化のようなことができれば、除染作業を効率的に行えるのではないかと考えてお

りまして、そういった調査手法の検討等も行えればと思っております。

次に、2番目の柱でございますけれども、高濃度汚染土壌の現場における処分技術の開発と書いておりますが、土壌の除染作業を行いますと、どうしても大量の汚染土が生じてしまう。削り取り等によって大量の汚染土が生じてしまうと。そういった汚染された土壌の減容・処分技術の開発・実証ということが行えないかということと、放射性物質をよく吸収するような植物、23年度も幾つかの植物で試しておりますけれども、更なる高吸収作物の探索等ができないかということを考えてございます。

(森澤研究専門官) それでは、3番、4番について説明させていただきます。

まず3番です。森林内の放射性物質に由来する影響を低減させる技術の開発。

福島県内で除染等が必要な部分、必要な地域は、主に森林等、これが非常に農地・宅地等に隣接しております。従いまして、これらの地域で営農の再開、居住の安全、これらを確保するためには、農地・宅地に隣接する森林の除染作業等が必要になります。まず、これを行うことが目的の一つであります。

それから、現在、森林内に一定以上の放射性物質が蓄積されていることが判明しております。これらが降雨等によって森林外に流出することが危惧されております。これがどの程度出てくるものなのか。また、出てくるとしたら、どのような場合に出てくるか。これをはっきりさせるために、後段にあります、森林から流出する水等に含まれる放射性物質の挙動分析を行う予定であります。これは実際には、水の流量とそこに含まれる放射性物質を観測することにより挙動を分析することを予定しております。

次に4番目、放射性物質を含む作物等の安全な減容・安定化技術の開発です。

今まで申してきましたように、農地・森林等におきまして除染を行いますと、ある程度放射性物質を含んだものが出てまいります。これは、今の段階では放射性物質そのものだけを取り除く除染技術が確立されていないためです。農地・森林からですと、植物体を主としたものが除染の結果として出てまいります。これらは、その放射性物質に依りて適切な処理をしなければいけないのですけれども、この指針がまだ十分に固まっておりません。当面、仮置き等の処置が必要になります。

しかしながら、植物体ですから、そのまま積んでおきますと腐敗等が起きまして、また放射性物質が拡散したり、場合によってはガスが発生して火災等を起こす可能性があります。このため、腐敗等が起きないように安定化させるということが必要です。また、軽いものですが、かさばりますので、量を減らすことによって置き場所を確保するという減容化も必要に

なります。これらを安全に行おうというものが、この4番の開発でございます。

以上です。

(近藤委員長) ご説明、どうもありがとうございます。

それでは、ご質問、ご意見。どうぞ。

(尾本委員) 二つほど質問があるんですが、これは原子力関係経費ということで、従来に比べて一つ新たな項目、対策、事故に関係した経費が追加になったということですが、ここでは、いわば実証・開発費用で、実施費用というのはそれとは別に積まれているが、それは多分震災のその他の影響とごっちゃになっているから、分別できないということかと思うんです。ここで言っている、3ページ目で言っている額は全部合わせると六、七十億円程度になると思うんですが、それに比べて、その実施費用というのは、震災分も含めて一体どのぐらいで、そのうちにどの程度が福島事故関係なのかという、何か目安がありますか。

それから、もう一つ質問は、この縦書きの資料の方で、5ページのところに幾つか、こういういろんな技術開発がされているということですがけれども、この資料だけではなくて、私、いつもなぜだろうと思っているのは、チェルノブイリフォーラムがあって、2006年レポートが出て、その環境の部分を見ると、肥料の件が結構出てくるんですね。つまり、カリウムとセシウムとが競合するから、カリウムリッチな肥料を与えればセシウムの吸収量は減るということが書いてあるんですけれども、日本でなかなかそういう議論は見かけない。私、この分野、全然明るくないので知らないだけかもしれませんが、そういう技術開発もされているんでしょうかという二つの点です。

(齋藤課長補佐) 1番目のご質問ですが、24年度、農林水産省といたしましても、原発事故やら復興・復旧対策事業といたしまして計上させていただいております。ただ、やはりちょっと原発と、あと地震・津波とが一緒くたになっておりますので、切り分けがなかなかできないということをご理解いただきたい。

(尾本委員) その復旧・復興費用というのは、農水省分で一体、全体を見ると、どのぐらいの額なんですか。

(齋藤課長補佐) 後ほど回答させていただきます。

(近藤委員長) 例えば、この紙の9番の漁場の復興、環境調査だけでも、これで101億円ですか。

(齋藤課長補佐) はい。

(近藤委員長) この中で、放射性物質関係は一番下の2.のところにある。

(齋藤課長補佐) はい、3億円だけです。

(近藤委員長) これは、例えば海ではこんな感じだということですね。

(齋藤課長補佐) そうですね、はい。他にも幾つかございまして、この例えば9番の漁場復旧・環境調査でも、原発関係がその2番の放射性物質影響調査推進事業だけです。いろいろな事業も中に含まれておりますので、合計はしていません。

農林水産省の東日本大震災からの復旧・復興対策として要求する事業といたしまして、約3,000億円ほど計上させていただいております。その中には、先ほど申し上げましたように、地震ですとか津波からの復旧・復興も含まれておりますし、原発事故からの復旧・復興も全部含まれております。

(近藤委員長) 手順論としては、こうやって実証事業を行って、その成果を踏まえて本格的事業を行うということでしょうから、これが24年度予算とすれば、あるいは25年度予算にこそ本格的にのっかるという、そういう可能性もあるわけですか。

(齋藤課長補佐) はい。24年度からも始めておりますし、引き続き、1年では当然終わらないと思いますので、25年度以降も要求させていただくことになると思います。

それから2番目の、チェルノブイリとの関係ですが、肥料の方法によって、例えばセシウムの吸収ということですが、先ほど担当の方からご説明はさせていただきましたとおり、カリウムの施用によって、セシウムとカリウムが非常に元素番号は近い関係がございまして、カリウムによってセシウムの吸収を抑えることができます。それを23年度の内閣府からいただきました科学技術戦略推進費においても実験させていただいておりますし、引き続き23年度補正、24年度も引き続き検証させていただいていこうと思っておるところでございます。

(近藤委員長)他に、秋庭委員。

(秋庭委員) ちょっと説明を補足していただきたいと思っています。例えば、2-2号の表で、一番後ろの3ページを見ると、4以降が、書いてあることが何か同じように見えてしまって、その違いがちょっと分からないと思いました。

それで、今ご説明いただきました別添の、この縦長の資料で見せていただきますと、4は4ページにあります。その後、6ページに5以降が出ていますが、これは担当する、例えば5以降は林野庁とか、そういう切り分けになっているのでしょうか。この5の主な内容というところを見ても、森林における放射性物質、例えば3.の森林における放射性物質拡散防止等技術検証・開発事業というの、前の4ページのところの3や4とどこが違うのかな

というのが分かりにくいのですが、もしよければ、違い等をご説明いただけるとありがたいです。

(森澤研究専門官) 失礼いたします。それでは、4番と、それから5、6、7、8、この違いということで説明させていただきます。

まず4番は、先ほど申しましたように、農地・宅地等の周辺の森林を対象とします。これは、営農の再開、居住の安全のためのものです。

次に5番、これは森林・林業・木材産業に関する放射性物質調査です。森林においては、木材を切り出したり、キノコをとったりするんですけれども、それら林産物にどの程度放射性物質が移行するかを明らかにするためのものです。生産物の安全を確保するためのものということです。

次の6番は、森林における放射性物質拡散防止技術です。これも拡散防止ということで、先ほどと同じ言葉が出てきますけれども、広大な面積の森林では、主に森林業が行われております。産業として用いた場合に、森林にある放射性物質が出てくるものかどうか。もし出てくるとしたら、どうやれば抑えることができるか。これを明らかにするものが6番であります。

次に7番、森林における除染等実証事業です。4番ではまだ技術開発ということですが、既に戦略推進費等を用いまして、少しずつ除染のモデル事業等が進んでおります。モデル事業等で得られた知見を基に実際の現場に適用しようというのが7番です。研究開発ではなく、事業になります。

それから8番、森林における放射性物質流出抑制対策調査です。これは、森林から出てくる放射性物質を調べるものです。4番では、生活圏に近いところで通常どの程度出てくるか、これを主体に調べます。8番は主に自然災害等、大きな崩壊ですとか、台風のような大雨など、災害と呼べるようなものではどのように放射性物質が出てくるか。また、どういう地形・地盤のところか災害に弱く、放射性物質が出てくるか、それを明らかにするものです。

8番は、災害というキーワードで区別されます。

以上、私、直接担当しているのではありませんが、4番とそれ以降に関しましては以上のような違いと考えております。

(秋庭委員) ありがとうございます。分かりやすくご説明いただきました。

(大庭委員) 今日はご説明ありがとうございます。

先ほどの近藤先生や尾本先生の質問、コメント等とかぶるんですけれども、この予算は確

かに、今の時点では、検証作業や技術の開発が主になっています。しかしながら、よく項目を見ますと、実際に対策への支援も行っていますので、実施についての予算というのも入っていると思うんですね。平成24年度はこれで良いとして、先ほど予算の継続性についてということで少し近藤先生も言及なされていたんですけども、平成25年度も、予算のかなりの割合が検証作業であるとか技術の開発作業に引き続き当てられ、なおかつ実際の放射性物質の除去等への取り組みをしていくというイメージなのではないでしょうか。そうだとすると、非常に予算が膨らむわけですね。あるいはそうではなくて、平成25年度段階になれば、ある程度もう検証とか開発とかそういうものは終わっていて、実際の取り組みに特化できるというイメージをお持ちなのかということがまず1点です。

それから2点目は、このような調査とか技術の開発について、いろいろ検証していただくのは良いんですけども、その後、これを具体的にはどのような形で実際の除染作業に活かしていくのかということについてはいかがでしょうか。

(齋藤課長補佐) 除染作業、除染の技術、いろいろございまして、例えば表土のはぎ取りにつきましては、比較的高い濃度の農地におきまして実施されるわけですね。非常に、表土のはぎ取りというのは重機でざーっとはぎ取っていくわけですから、そんなに技術の検証は必要ないもので、24年度からも実施できます。

対しまして、例えば作物がどういうふうに吸収していくかという、そういうメカニズムというのは今回、経験がないもので、いろいろ検証をしていかなければいけない。そういうものはやはり時間がかかりますので、1年で終わらないということで、引き続き検証させていただくということになるかと思えます。

(大庭委員) 実際にそのような検証は、具体的にどのように除染その他の作業に反映させるんですか。

(田村研究専門官) 実際の除染事業につきましては、環境省が中心になって取り組むことになると思いますし、線量の高いところは国が直接除染をしますが、比較的低いところでは自治体の方で除染計画を作って実施されるということです。

農林水産省としても、例えば、政府に福島除染推進チームというのができていて、環境省ですとか、あるいは内閣府、あるいはJAEA等の方がメンバーになっているんですけども、そういったところに農林水産省からも職員を派遣して、いろんな市町村あるいは住民の方を回る際に、その除染の方法に関する説明をしてご理解をいただくとか、そういった活動をしております。そういったことを通じて、実際の除染作業の中に、私どもが開発した技術



も含めて活かしていただくのかなというようなことを考えてございます。

(大庭委員) ここでの検証結果を周知していく、そのような、今おっしゃられたようなルートで周知していくというのが主な方法だということですね。

(田村研究専門官) はい。

(大庭委員) 分かりました。

(近藤委員長) 私からは、今、最後におっしゃられたことですね。環境省を中心に、しかし、最近の政府の決定だと、政府として取り組む、一体となって取り組むという方向に、単に環境省のみならずという方向に制度を変えられたのは、とても大切なことだと思っているんです。

問題は、その除染という活動は、いわば、あるところにある放射性物質をあるところへ移して、より安全な格好にするという大きな目的、そのシステム作りだと理解できると思うんですけれども、そうすると、あるところにあるものを集める作業、それから、それを運ぶ作業、そして、より安全なところへためる作業と、それがこの数年に亘ってダイナミックになされるという、そういうことになると思うんです。それぞれに所管官庁というものが下がっている中で、そうしたものがトータルとして最も合理的かつ効率的になされるということの担保を、これはとても重要だと。しかも、そこにやはり税金を使うわけですから、最小費用でなされるということについて、誰かがいつもモニターしていると、そういう仕組みがとても必要だと思うんですけれども。それは環境省の方にも絶えずそういうことをお話ししているところですが、是非に。私の見るところ、汚染した地域の多くの地域は7割ぐらいが山林地帯です。ですから、農水省の皆さんのそういう問題意識を持った取り組みってとても重要だと思っていまして、是非、そういうことについても指導力を発揮していただければなと思っていますので、よろしく願いいたします。

それでは、終わってよろしいですか。どうもありがとうございました。

(金子参事官補佐) ありがとうございました。

続きまして、消費者庁でございますが、消費者安全課の金田企画官、石川補佐、吉田係長にお越しいただいておりますので、ご説明よろしく願いいたします。

(近藤委員長) お待たせしまして大変申しわけありません。

(金田企画官) 消費者庁でございます。よろしく願いいたします。

消費者庁からは、食品と放射能に関するリスクコミュニケーションの予算についてご説明いたします。お配りしましたペーパーの中の一番最後から2枚目の紙の一番上の方に、この

部分に、食品と放射能に関するリスクコミュニケーション、3, 100万円、新規と書かれております。

消費者庁といたしましては、2年前に設立された役所ではありますが、食品安全基本法、そして消費者庁・消費者委員会設置法に基づきまして、リスクコミュニケーションの取りまとめ、マネジメントを行うことがその所掌となっております。また、リスクコミュニケーションそのものにつきましては、食品安全基本法に定義が書いてありますが、行政関係者、専門家、そして事業者、消費者といった関係者が一体となって意見交換をし、説明をし、説明を受け、そして意見交換の過程において一定の考え方の確立を図る。つまり、消費者の観点からすれば、さまざまな情報を得て意見交換をすることによって、自分の消費者としての行動をどのように行動すべきかと、そういった考えを確立するための手法としてリスクコミュニケーションがあります。

特に食品に関してのリスクコミュニケーションについてですが、これまでも消費者庁といたしましては、リスクコミュニケーション取りまとめということで一定の予算を持っておりました。

1枚、表の方にはぐっていただきまして、食品と放射性物質についてのリスクコミュニケーション(3)と書かれたペーパーを見ていただければと思います。「食品と放射性物質についてのリスクコミュニケーション等の開催実績及び予定の公表について」と書かれているペーパーの中にあります。頭の方に(3)と書いてあるペーパーでございます。

その中で、5月30日の消費者庁主催の消費者月間シンポジウム、これは毎年やっているものですが、その中で「食品と放射能」をテーマにしたパネルディスカッションを実施。また、8月28日、8月29日に、「食品と放射能について、知りたいこと、伝えたいこと」と題しまして、リスクコミュニケーションを横浜市及びさいたま市で行っているところであります。

平成24年度におきましては、こうした取り組みを更に、特に食品と放射能の観点から切り分けまして一つ、1行として特出しをしたいというのがこの3, 100万円の予算であります。

それに至るにあたって今何をしているかということ、この3回のリスクコミュニケーションの他、最初の「事務連絡平成23年10月7日」と書いてあるペーパーをご覧ください。この3回のリスクコミュニケーションを踏まえまして、私たち消費者庁といたしましては、消費者団体に対する消費者庁の支援のお知らせということで、消費者庁と消費

者団体が共催する場合にありましては一定の支援を行います。具体的には、専門家の旅費や謝金を負担します、会場費の一部を負担しますといったこと。また、消費者団体が独自で行う場合にあっては、専門家のご紹介、または冊子の提供等を行いますし、また、地方自治体が独自に行う場合にあっては、講師のご紹介をいたしますといった取り組みをしています。

こういった取り組みを踏まえまして、私たち消費者庁といたしましては、平成24年度におきまして、概ね全国各ブロックでリスクコミュニケーション、シンポジウム形式のものを行うというのが一つ。また、もう一つは、もう少し小さいレベルで、学習会形式のものに対しまして専門家を派遣する、その専門家の委員等旅費、そして交通費、そういったものについて支出を行うと、そういったことを考えております。これが3,100万円の予算であります。

現在、この3回のシンポジウムを行った他、この消費者団体に対する支援を実際行いたいということで、先週は金曜日、金沢で石川県の消費者団体と消費者庁共催で、倉敷芸術科学大学学長の唐木先生をお招きした講演会を開いたところではありますが、そういった地域の消費者団体との協力、そういった形で積極的にリスクコミュニケーションの実施を図ってまいりたいと考えているところであります。

説明は以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

それでは、ご質問、ご意見、どうぞ。

秋庭委員。

(秋庭委員) ご説明ありがとうございます。

消費者は今、放射性物質に対して不安に思っていることのうち、やはり食品に対する汚染を心配なさっている方が多いと思います。しかしながら、今までの消費者に対する放射線教育がなされてきていませんでしたので、戸惑っており、また、どのように判断して良いか分からないというのが現状かと思えます。

そうした中であって、消費者庁から放射線について、単なるお知らせではなく、リスクコミュニケーションとして対処するということは大変重要なことだと思っております。是非今後も進めていただきたいと思います。一つは、私も消費者団体で活動してきましたが、そういうふうに消費者団体が中心になってやる場合、細かなことで、やはり国の対応についていろいろ要望があると思います。もうなさっていると思いますが、よりやりやすいように、どうしたら良いかということの主催する消費者団体に是非聞いていただきたいと思いますことが一

つです。もちろん、その参加者からアンケートをとるといこともなさっていると思いますが、どのように開催したらより消費者に分かってもらえるかということ、やはり現場の意見を吸い上げるということとはとても大事なことなので、そのことを是非お願いします。

2点目は、開催する時に、放射線について1度聞いたからもう分かるというものではありませんので、重ねてやるということも是非お考えになっていただきたいと思っています。

そして三つ目に、やはり専門家を派遣する時に、立派な方を派遣してくださるのもありがたいのですが、もう少し身近な存在の方も派遣していただいて、常日頃疑問に思ったことをすぐに聞けるような態勢にするということも重要だと思います。開催する方の消費者団体の立場で考えると、この三つのことを是非今後取り入れていただければありがたいと思っています。

最後に、パンフレットの「食品と放射能Q&A」はとても良い内容で、私も大変活用させていただいております。このようなことも次々とまた今後変わってくると思いますので、随時更新していくということも是非ご検討いただきたいと思っています。

よろしくお願いします。

(金田企画官) お答えいたします。

まず1番目の、団体が中心となってやる場合について団体とよくお話をさせていただきたいというご要望につきましては、この10月7日の事務連絡を出して以来、多数の消費者団体の方からお問い合わせをいただいているところであり、構想段階で構わないので、一緒に話し合いながら、どういう支援ができるのかということについてご相談したいと思っていますと重ねて言っているところでもありますので、是非消費者団体の側からも、構想段階のもので構わないので消費者庁にご相談いただきたいと、それで一緒に作っていきましょうということをお願いしているところでもあります。

2点目としましては、1度では確かに分かりにくいということでもあります。そして、繰り返し行うということは重要だと思いますので、全国消団連みたいな団体でやるのと同時に、また、地域でのレベルのものも一緒にやっていくという積み重ねが必要だと思っておりまして、今、手分けして、専門家の派遣の他、消費者庁の職員も全国を回っているところでもありますので、是非要望を出していただければと思います。

3番目は2番目と同じかと思いますが、身近な人ということで、先ほどお話しいただきました冊子を実際書いて、具体的に書いている人間が厚生労働省から来ている者や農水省の者で、必ずしも放射線防護学の専門家ではない者が、自分で多数の情報を得て咀嚼して、あの

Q&Aを書いているという状況にありますので、そういった者が理解したところで、一般人の視点を持ちながら説明すると、そういった形のものもやっております。そういった視点を持った説明をしたいと思っておりますし、実際やっているところであります。

最後、4点目としまして、パンフレットにつきましては、Q&A、繰り返し更新しまして、最新版は10月21日に更新したもので、間もなく印刷したものができ上がりますので、来週の予定ですけれども、また再度、積極的に配布、そして活用していただければと思っております。

(近藤委員長) 大庭委員。

(大庭委員) 今日のご説明ありがとうございました。このような取り組みをしてくださっていることに感謝と敬意を表したいと思えます。

そして質問というか、コメントでもあるんですが、説明会であるとか講演会と銘打っております、もちろんこういう試み、それぞれの催しの際には、正しい知識というものを消費者の方々に理解していただく、そのことによって安心していただくということが大事だと思います。しかしながら、双方向のコミュニケーションの時間が十分にとれているかどうか、消費者庁の方でどれだけ留意なされていますでしょうか。すなわち、全体の時間を2時間とっていて、そのうち1時間半ぐらいは講演、その結果、質疑応答の時間が少ししかないとか、あるいはパネルディスカッションだと、パネリストの間ではいろいろ議論がなされるけれども、フロアからの質問というのはなかなかとれないとか、いろんなことが起こると思うんですけれども、そういうことは行事の主催者がある程度気にしていると思いますが、消費者庁の側でそのような内容についてどれぐらい留意なさっておられるかということについてお伺いしたいと思います。

それからもう一つは、細かい点ですけれども、地方協力課とか、消費者政策課とか、いろんなところが所管しているんですけれども、この違いというのは何でしょう。他にも消費者安全課とかもあって。これは、私が事前に勉強して、消費者庁の組織図を見てくるべきだったのかもしれないんですが、このように一見非常に似たような催しでありながら、担当課が異なるということについて、ご説明いただければと思います。

以上です。

(金田企画官) 2点、ご説明したいと思います。

まず1点目につきまして、消費者の側からの質問の時間を十分とっていただきたいということですが、まさにリスクコミュニケーションは一方方向の普及啓発活動ではありませんで、

双方向の意見交換によって理解を深め、そして消費者行動に繋げていく、消費者に自分の考えを固めていただくという取り組みでありますので、積極的に質問をしていただく時間をとるようにしております。

積極的に質問していただきたいということをお願いしているところでありまして、また、そのやりとりについて、こういったリスクコミュニケーションが終わった後、どういうやりとりがありましたというのをホームページで公開してありまして、それを見て、消費者の方は何が疑問であり、それに対して専門家の側はどう答え、更に当日答え切れなかった部分については詳しく解説するという取り組みをやってありまして、そういったものを見ていただいて、更に多数の消費者の方の考え方の形成に役に立っていただければというふうに考えているところであります。

2点目につきまして、これ、地方協力課とか消費者政策課とか括弧書きで書いてあるんですが、これは、すみません、もともと内部資料だったのが、だんだん外部用になっただけで、単に消費者庁側の覚書のようなもので、どの課が主体的にこれを担当した、または、どの課から人を出したということを行っているだけで、積極的な意味は余りありませんで、消費者庁全体として取り組んでおりますという以上のものではございません。

(大庭委員) よく分かりました。ありがとうございます。

(近藤委員長) 尾本委員、何かありますか。

(尾本委員) 予算に関してではないのですが、実は私は、消費者庁がこういう食に関するリスクコミュニケーションをしているということを全く知らなくて、非常に重要なことやおやりになっているということを理解したんです。

思い起こせば、昨年ですかね、原子力委員会が食品の安全に関して報告を厚生労働省から受けてありまして、それはスパイスに関係した放射線照射についてで、要は、厚生労働省のおっしゃっていることは、私の理解するところは2点あって、一つは国民的理解がないと、それと、そういう国民的理解を進めるのは原子力委員会の仕事と、確かこう言われたと思っているんですが。その点に照らしてみると、この資料には非常におもしろいことが書いてありまして、消費者白書の中で包括的消費者意識調査がされていると。これは、厚生労働省がそういったことを根拠にしているのかどうか知らないんだけど、一般的に消費者庁のおやりになっているいろいろな意識調査というものが、消費者行政の中で意思決定に反映される仕組みがちゃんとできているのかどうかということ。それと、先ほどのきっかけになった食品照射ということに関して、この一連のさまざまなリスクコミュニケーションの中で、ど

う扱われてきているのかということ、知りたいのですが。

(金田企画官) お答えいたします。

まず、消費者行政の一環として行っているこういった取り組みが、どのように意見を反映されているかということにつきましてですが、消費者庁ができて確かに2年しか経っていないので、消費者庁の行っていることが他省庁にどれだけ影響を与えているかということについては、まだ力不足な点があるかもしれません。ただ、消費者庁は消費者行政として単独で行っているのではなくて、他省庁との関係において積極的に情報を発信していく、または意見を伝えていく、また通常の業務の中でも連携を図っていくということを行っております。例えば、この5月にありました「焼肉酒屋えびす」の問題にあっても機敏に、当時の蓮舫大臣から考え方を発信しただけではなくて、厚生労働省に対して消費者安全法に基づく情報提供を行って注意を喚起したところでもありますので、そういった基本のツールを使いまして、積極的に他省庁に対して意見を発していくということ、これから積み重ねていきたいと考えているところであります。

2点目として食品照射、放射線の照射についてですが、今、日本ではジャガイモについてしか認められておらず、あと、香辛料について認めて欲しいという声は確かに食品企業からあるところであります。ただし、ここについて、それがどのような意味を持つのか、また、それが食品に関するリスクとしてどういう意味があり、また、やるべきなのか、やらないべきなのかということについては、今回の話とは別に、また消費者の方の意見を聞き、またはやるかやらないかも含めて、リスクコミュニケーションをやらなければならない問題だと認識しております。

今回は、現に福島第一原子力発電所から発生されてしまいました放射性物質と私たちはどう共存しなきゃいけないのか、そして、そこが食品に対するリスクとしてどういう意味を持っているのかということ、まず先に考えたいということでもあります。

リスクコミュニケーションの予算は、この特出しの予算の他、また別に本来のリスクコミュニケーションの予算もありますので、そういった厚生労働省とのやりとりの中で、是非食品の、特に香辛料の放射線照射の問題について、リスクコミュニケーションをやるべきであるという御意見をいただいたら、またそこは考えられると思います。来年の時点で、今これの予算以外の部分のリスクコミュニケーションでそれをやるかどうかということには、まだ来年のことですので、にわかにお答えできるものではありません。

(尾本委員) もちろんそれは十分理解しています。今おっしゃったように、そういう意見をい

ただいたらというのは、つまり、いろんな省庁がカスタマーでやって、そういうところから依頼があればということですか。

(金田企画官) そこは消費者庁としての判断ということになりますが、何について一番今、消費者がリスクを感じるべきものなのか、そしてリスクコミュニケーションをしなければならないものなのかということ考えた上で、判断していくことであると思います。去年は残留農薬、農薬の問題についてやったところではありますが、そういったところで、今もリスクコミュニケーションの実施にあたりましては、各省庁との連絡会議のようなものを行っていますので、そういったところで、こういったところで、どの役所がやるかということは連携を図りながら議論していきたいと思います。

(近藤委員長) よろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。

(金子参事官補佐) 続きまして、3番目の議題でございます。

秋庭委員の海外出張につきまして、秋庭委員からご説明がございます。

(秋庭委員) 11月20日から27日まで、1週間ですが、スイスとフランスに出張に参ります。

福島の事故を受けて、海外の国々ではさまざまな政策変更がありますが、一つには、原子力推進をしていますフランス、そして、ドイツとともに脱原子力政策を打ち出しましたスイスということで、正反対の国の政策ではありますが、そこへ行って、さまざまな意見を伺いたいと思っています。政策担当者の方から話を聞くとともに、また、このような政策について国民がどのように思っているか、また、そのことについてどのように合意形成をしているかという手段についても調査をしたいと思っています。

特にスイスでは、T A - S W I S S というところに参りますが、これは鈴木先生のご専門ではありますが、T A 活動がその中にどのように活かされているかというようなことも聞いてまいりたいと思っています。

もう一つ、フランスにおいては、一つには、国民が全国的に討論をする全国討論委員会という委員会があると、先日原子力委員会に訪問されたフランスの国会議員の方から伺いました。日本においても、これから原子力について国民的な議論が必要と言われておりますので、その議論のあり方について伺ってまいりたいと思っています。

もう一つはC L I、地域情報委員会という組織が、フランスでは2006年以来、原子力施設には義務付けられています。この地域情報委員会も、地域によってさまざまな形態があ



るそうですが、ラ・アーク再処理工場における地域情報委員会がそもそもの発祥の地だと聞いておりますので、この再処理に関する地域の取り組みというか、地域の情報公開のあり方等も聞いてきて、また日本の今後の参考にしたいと思っております。

以上の目的で1週間行ってまいります。

(近藤委員長) よろしいですか。では、その他議題。

(金子参事官補佐) その他で、事務局より配付資料のご紹介をさせていただきます。

まず、資料4でございますが、10月27日から11月9日までに寄せられたご意見・ご質問につきまして整理いたしましたので、配付しております。これにつきましては、原子力委員会のホームページ、また原子力公開資料センターで公開するものであります。

また、資料5と6といたしまして、定例会議の議事録を配付しているところでございます。

以上でございます。

(近藤委員長) 他に、委員の方で何か、ご発言希望ありますか。ないですか。

それでは、これで終わりますでしょうか。

次回予定を伺いましょう。

(金子参事官補佐) 次回でございますが、来週火曜日、10時半から、1015会議室での開催を予定しております。

以上でございます。

(近藤委員長) それでは、これで終わります。どうもありがとうございました。

—了—